

昭和55年9月13日

条例第19号

## (設置)

第1条 地域住民の生活、文化、教養の向上と住民自ら地域社会の連帯感を醸成する場を提供するため、北広島市地区住民センター(以下「地区住民センター」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 地区住民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中央会館	北広島市中央4丁目2番地1
大曲会館	北広島市大曲中央2丁目4番地5
西の里会館	北広島市西の里南1丁目2番地2
北広島団地住民センター	北広島市泉町1丁目1番地
北広島東記念館	北広島市朝日町5丁目1番地2

## (開館時間等)

第3条 地区住民センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

## (使用の許可)

第4条 地区住民センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、地区住民センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

## (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他地区住民センターの管理運営上支障があるとき。

## (目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、地区住民センターを使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは地区住民センターの使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他地区住民センターの管理運営上必要があるとき。

## (使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 地区住民センターを使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 地区住民センターを使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 地区住民センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその損害を賠償することが適当でないときは、この限りでない。

(入館の制限)

第13条 市長は、地区住民センターの入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他地区住民センターの管理運営上支障があるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に地区住民センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に地区住民センターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 地区住民センターの維持管理に関する業務
- (2) 地区住民センターの使用許可に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

2 前条の規定により指定管理者に地区住民センターの管理を行わせる場合にあつては、第4条、第5条、第7条及び第13条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に地区住民センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年9月16日から施行する。

附 則(昭和56年条例第7号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 広島町住民福祉集会所使用条例(昭和43年広島町条例第23号)は、廃止する。

附 則(昭和60年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第3号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第17号)

この条例は、平成6年9月24日から施行する。

附 則(平成8年条例第25号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第10号)

この条例は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17条例第21号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に次に掲げる条例の規定に基づき使用許可を受けた施設の使用料その他当該施設の使用に関する事項については、なお従前の例による。
- (4) この条例第4条の規定による改正前の北広島市地区住民センター条例

附 則(平成20年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成20年規則第11号で平成20年4月1日から施行)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例第2条の規定による改正前の北広島市公民館条例の規定に基づき受けた施行日以後の北広島市大曲公民館の陶芸作業所の使用に係る許可については、この条例第1条の規定による改正後の北広島市地区住民センター条例の規定に基づく大曲会館の陶芸作業所の使用に係る許可とみなす。

別表(第8条関係)

1 専用使用

施設名	種別	面積	基本使用料(1時間につき)
中央会館	集会室	m2 88	円 370
	保育室	60	300
	休養室	88	370
	学習室	91	370
大曲会館	学習室1	102	450
	休養室	51	220
	大集会室	148	690
	保育室	101	450
	学習室2	17	100
	学習室3	34	200
	陶芸作業所	50	250
西の里会館	集会室	152	690
	休養室	88	370
	学習室1	64	300
	学習室2	34	200
	調理実習室	40	200
北広島団地住民センター	和室1	116	610
	幼児室	35	200
	研修室1	66	370
	研修室2	45	220
	研修室3	69	370
	調理実習室	78	370
	工作室	55	300
	青少年婦人室	48	220
	和室2	20	140
	茶室	14	90
	ファミリーホール	406	430
	北広島東記念館	集会室1	140
集会室2		46	220
会議室		45	220
和室1		39	220
和室2		39	220

2 個人使用

施設名	種別	基本使用料(入館1回につき)
北広島団地住民センター	ファミリーホール	40円

備考

- 1 専用使用の使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 2 地区住民センターの附属設備の使用料は、規則で定める。
- 3 次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料に、それぞれ次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額(以下「割増使用料」という。)を加算する。この場合において、次に掲げる場合に2以上該当するときは、それぞれの割増使用料を加算する。
  - (1) 使用者が市民以外の者である場合 100分の100
  - (2) 営利を目的として専用使用する場合 100分の100
  - (3) 専用使用する場合において入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあってはその最高額)が1,000円を超えるものを徴収するとき 100分の100
- 4 3の(1)の「市民」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の外国人登録原票に登録されている者
  - (2) 市内の事務所、事業所等又はこれらに勤務する者
  - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
  - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体
- 5 算出された使用料の合計に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。